

〈祈りのために〉

彼等は自分たちの望みをかけていたクシュのゆえに、誇りとしていたエジプトのゆえに、恐れと恥をこうむるであろう。
(イザヤ書 20 章 5 節)

歴史は繰り返すと言いますが、古代の中近東に起こったのと同じような政治的、軍事的な出来事が現代において絶対に起こらないとは言えません。

紀元前 711 年、ペリシテ人の地にあつて地中海に面していたアシュドドが陥落しました。アシュドドが陥落するまで、おおよそ次のようなことがありました。当時、イスラエル民族は北のイスラエルを失い、南のユダだけがかろうじて生き残っていました。西アジアから北アフリカにかけての多くの国にとって最大の脅威は東の超大国アッシリアでしたが、715 年にクシュ（エチオピア）の軍隊が北上してエジプト全土を制圧するということが起こりました。アッシリアの支配下にあつて朝貢を強いられていた国々にとって、西に強大な国家が出現したことは朗報で、エジプトの後ろ盾を期待してアッシリアに対する反乱の旗手として立ち上がったのがペリシテ人、その中心がアシュドドです。アシュドドの王ヤマニは、アッシリアに対抗する軍事同盟をつくることに心を注ぎ、ペリシテ人をまとめあげただけでなくエドム、モアブといった国々を仲間に引き入れました。この軍事同盟にユダがどこまで関わっていたかははっきりしないのですが、裏でつながっていた可能性は十分にあります。

アッシリアの方では当然、この軍事同盟をつぶそうと大軍をさしむけてアシュドドなどに向かって行きますが、この時エジプトはどうしたか、大方の期待に反して全く動かなかったのです。アッシリア軍が迫って来た時、ヤマニはエジプトに逃げ込みますが、エジプトは彼を保護するどころか、手足を縛ってアッシリアに差し出してしまいます。こうしてアッシリアに対する反乱は終わってしまったのです。

その後、663 年に西の大国クシュは滅亡しました。「彼らは自分たちの望みをかけていたクシュのゆ

えに、誇りとしていたエジプトのゆえに、恐れと恥をこうむるであろう。」というのは、このことを預言した言葉です。

その当時、アッシリアの脅威の前におびえていたユダの国で人々は、王から庶民にいたるまでまことの神のもとに行こうとはせず、そのかわりに頼りにしたのは軍事同盟だったと考えられます。アッシリアに対抗するためには西の大国に頼るしかない。しかし私たちは、東の超大国に対抗するためにいちばん頼りになるはずだった西の大国が、いちばん大事な時に頼りにならなかったことを見ました。このようなことについてイザヤ書 30 章 1 節は教えています、「災いだ、背く子らは、と主は言われる。彼らは謀を立てるがわたしによるのではない。盟約の杯を交わすがわたしの霊によるのではない。こうして、罪に罪を重ねている」と。

いまの世界も超大国の覇権争いが続く中、日本はどの方向に向かって進んでいくべきかが厳しく問われています。現在、日本はアメリカと同盟を結んでいます。今後これを続けるとしても、日本がアメリカの軍事力や経済力の前にひれ伏すというのは間違いで、こういう理由でアメリカが正しいから一緒にやってくというものがなくてはなりません。もちろんアメリカが間違いを犯せば、友人として忠告すべきですし、同じことは他の国々に対しても言えます。国は無節操であつてはいけません。

そして、そのことは私たち自身にとっても課題であり続けます。自分が遭遇するあるゆる大きな力、政府、大会社、地域の有力者などに対し、それらの力に拝跪するというのではなく、正しいことをしているから従うが、そうでない場合はこの限りでない、と明確にすべきです。神のご支配を仰ぐことなしにどんな同盟を結んでも、どんなに団結しても、価値があるとは言えません。

〈祈り〉 神様、超大国が覇権争いをしている今の世界で、日本が賢くふるまい、神の愛する平和を実現するために世界をリードするほどの気概を示すことが出来ますように。井上豊（広島長束教会牧師）

新シリーズ開始『その時に備えて 憲法問題 Q&A』を読む(8)

川越 弘(沖縄伝道所牧師)

Q8 最近の憲法改正論では、民主主義はどのように扱われていますか？

A8 最近の憲法論議でも、民主主義が真っ向から否定されることはありません。問題は、民主主義を標榜しているように見えて、その内容が変質してしまうことです。自民党の「改正草案」の一番の特徴は、「『個人』としての国民のための国」から「国のための『人』としての国民」へと変わることです。国民の権利と義務を定めた第十三条を比べてみます。

「現行憲法」第十三条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」。

「改憲草案」第十三条(人としての尊重等)「全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない」。

改正草案では、「個人」が「人」に変わっています。小さな違いのように見えますが、大きな違いです。これは、個人の主体性や人権の意味合いが薄まり、日本的な共同体の中の「人」であることが大切だということです。欧米の個人主義に対する批判や不満が含まれています。

そして「公共の福祉」が「公益及び公の秩序」に変わっています。これも大きな変化です。「公共の福祉」とは、「表現の自由とプライバシーの保護」のように、お互いの人権がぶつかる時に制約があるという意味です。しかし、自民党の「日本国憲法改正草案Q&A」には、人権の制約は人権の衝突の場合に限らない、とあります。つまり、「公益及び公の秩序」は、「公」が個人に優先することを示唆しています。この言葉は、改正草案に何度も登場します。

「現行憲法」第十二条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」。

「改憲草案」第十二条(国民の責務)「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」。

個人に「公益」が優先し、「公の秩序に反し」ないと国が定めた範囲内でしか、人権は認められなくなります。これは、表現の自由や、財産権の規定にも表れます。

新Q8-1 「個人」と「人」の違いについて、もっと詳しく説明してください。

新A8-1 「日本国憲法第十二条」、「第十三条」では、すべての人が「個人」として尊重され、生命・自由・幸福追求が保障されることを宣言しています。この「個人の尊重」は、基本的人権保障の核心です。個人の価値の実現こそ政治の出発点であり目的です。ところが「人」と表現している「改正草案」は、日本の国を天皇の国体を形成する核の一部として「人」を位置付けています。「公益及び公の秩序」とは、日本国家の公益と秩序です。戦前の日本は、個人よりも天皇制の国家を絶対的に優越させ、個人を国家・天皇の道具とみなし、命を投げ捨てる「滅私奉公」を当然とする全体主義支配でした。そこに戻ろうとするものです。

新Q8-2 「公共の福祉」と「公益及び公の秩序」との違いはどこにあるのですか？

新A8-2 「公共の福祉」とは、「個人の尊厳」である基本的人権が自分だけのものではなく、他の人々の「個人」を尊重し配慮するものであって、そのような社会全体が向上することを求めるものです。それゆえに、他人の権利を侵害する権利の濫用をしてはならないのです。ところが「公益及び公の秩序」は、国家全体の「公益及び公の秩序」です。そこには「個人の尊厳」が希薄なものになってしまいます。

関東大震災朝鮮人虐殺に関する要請文

内閣総理大臣
岸田文雄 様

人権と平和を謳う日本国憲法の下に国家行政の最高責任者であられる岸田首相に心から以下のことを要請いたします。

来年 2023 年 9 月は関東大震災 100 周年となります。あの震災において関東地方で 10 万人以上の人々が命を落としたことをわたしたちは忘れることができません。しかし、同時に、あの震災を契機に、震災とは別に根拠なき流言蜚語と、国家政策によって当時東京をはじめ関東地方に在住していた六千人以上の朝鮮人（また多くの中国人も含め）が軍隊と警察、そして自警団の虐殺行為によって命を落としていった歴史的事実を、日本はこの世界において人権と平和を尊重する法治国家として決して隠蔽してはならず、その国家責任を明らかにしなければならないのです。

あの虐殺に重大な国家責任があることを示す三つの根拠を上げます。ひとつは、「東京市学務課編纂『東京市立小学校児童震災記念文集』1924 年」に、当時の尋常小学校児童が 9 月 1 日夕刻に避難先の場所に警官が来た時のことを、「フテイセンジンガセメテクルカラトオマワリサンガイヒニキマシタ」と証言（琴乗洞編『関東大震災朝鮮人虐殺問題関係史料 I 朝鮮人虐殺関連児童史料』緑蔭書房 1989 年 299-300 頁）しています。“不逞鮮人の暴徒化”という流言蜚語に官憲の言動による裏付けを得た民衆は自警団を組織し始め、朝鮮人探しと殺害行動を始めることになりました。そのような虐殺行動をさらに拡大させることになった二つの行政的原因があります。その一つは、9 月 2 日に内務省（水野錬太郎内相）が、根拠もない“不逞鮮人暴動”を理由に戒厳令を発令し施行したことです。そしてもう一つは、内務省が“不逞鮮人暴動”に対処することを通達する電文を 9 月 3 日朝に全国の地方長官に船橋の海軍送信所から発信したことです。この二つの行政措置によって朝鮮人虐殺は、軍隊と警察の殺害行為のみならず、自警団という民間組織によって“天下晴れての人殺し”という恐るべき惨状に至らしめることになったのです。

日本政府は、その後、在日朝鮮人と労働組合による追悼、真相究明抗議運動を徹底的に弾圧していったことが記録に残っています。そして、戦前のみならず、戦後 77 年が過ぎた今日に至っても、日本政府は、この消しがたい歴史的事実を隠蔽し、その国家責任を回避してきました。果たして、日本政府は、このような歴然とした朝鮮人虐殺の歴史的事実に対する国家責任を、その 100 周年に至るも犠牲者の遺族と世界に対して隠し続けるつもりなのでしょうか。そのような目論見と姿勢と、人権と平和を謳う憲法を掲げ、またウクライナ侵攻における民衆に対する蛮行を国連と共に非難する日本政府の立場とはいったいどのように整合しえるのでしょうか。関東大震災 100 周年を来年 9 月に迎えるにあたり、世界の良心と人道を重視するメディアと世論はこの問題にこれからさらに注目を増していくことでしょう。

来年 9 月に 100 周年を迎える前に、国家責任としての真相究明、謝罪、犠牲者遺族への補償、そして歴史教育における言及をめぐり、内閣と国会が誠意ある決議と行動を推し進めていくように英断され対処されますことを、岸田首相に心から要請いたします。

2022 年 11 月 24 日

日本キリスト教協議会（NCC） 総幹事 金性済
東アジアの和解と平和委員会委員長 飯塚拓也
靖国問題委員会委員長 星出卓也
在日外国人の人権委員会委員長 李明生

<ヤスクニ問題関連ニュース>

○「君が代」強制 処分避け対話で解決を

学校現場で教職員に「君が代」の起立斉唱を強制している問題を巡り、国際機関が日本政府に強制を避けるよう勧告を重ねている。政府は勧告を放置しているが、強制は教員らの内心の自由を侵す。政府は勧告を受け入れ、処分ではなく教員団体との対話によって問題解決を図るべきだ。

勧告したのは国際労働機関（ILO）と国連教育科学文化機関（ユネスコ）の合同専門委員会「CEART（セアート）」。

東京都や大阪府などの学校現場では、入学式や卒業式の際に「国旗に向かって起立し国歌を斉唱する」ことが求められ、従わない教員らが懲戒処分を受けている。

2014年、日本の教職員組合が「公権力によって敬愛行為を強制され、思想良心の自由を侵害されている」と訴えたことを受け、セアートが審査を実施。19年と今年6月の2度、日本政府に勧告が行われた。

根拠は1966年、日本も参加したユネスコの会議が採択した「教員の地位に関する勧告」。教員の責任や地位などの原則を定めた国際基準で、日本の「君が代」強制は基準に反すると判断した。

君が代は、日本の侵略戦争の象徴だと忌避し、不起立によって抵抗を示す人はいる。

政府は99年の国旗国歌法制定時に「国民に新たな義務を課すものではない」と説明し、強制を否定した。しかし東京では、石原慎太郎都政時代の2003年に出た通達に基づき不起立の教員を懲戒処分にし、大阪でも11年に設けた条例で起立斉唱を義務化した。

処分を受けた教員は再発防止研修が課され、定年退職後の再雇用希望も拒まれた。勧告はこれら懲罰的行政を戒め、起立しな

いことは「混乱を生まない市民的自由の範囲」との見解を示している。

勧告は、公務員の教員には職務命令に従う義務があるとする文部科学省の主張も退け「愛国的式典の規則は、国旗掲揚や国歌斉唱に参加したくない教員にも対応できる内容であるべきだ」と組合との合議による規則作成も求めた。

日本国憲法は締結した条約や確立された国際法規の順守義務を定める。2度目の勧告は、政府が放置している英文勧告文の和訳を組合と協力して行うよう求めている。言葉の意味を確認する共同作業を通じて見解の相違を埋め、強制の排除に踏み出すべきだ。（東京新聞社説 2022.10.31）

○ウ美術館 略奪被害1万点超か

ロシア軍が8カ月占領したウクライナ南部ヘルソン市一帯から撤退する際、美術館など文化施設で略奪した展示物が約1万5000点に上る可能性があることが分かった。ウクライナ政府系サイトが12日、伝えた。ロシアが支配する隣の南部クリミア半島シンフェロポリまでトラック4台で運ばれたという。

市内のヘルソン美術館には17世紀から20世紀初頭のイコン（聖像画）や、19世紀後半から20世紀初頭のウクライナゆかりの画家の絵画などが展示してあった。同サイトは「（他の元占領地域のようにロシア軍は）便器を含む配管や家電製品まで奪い去った」と主張した。

（時事通信社 2022.11.13）

815号ヤスクニ通信 2022年12月11日

発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会
発行人・編集・発行 小塩海平（東京告白教会）

<編集後記> 第72回日本キリスト教会大会で、井上豊、川越弘、糸広国、芳賀繁浩、小塩海平が、引き続き、靖国神社問題特別委員会のメンバーに選ばれました。マンネリズムに陥らないように努力したいと思います。皆さまからの叱咤激励をお願い致します。 K.K.